

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年一月五日奈良県指令建第一〇六一八二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年八月十七日建第九八三九号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年八月十七日建第五六九〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市南六条町元六条方一六五番の一部、一六七番一及び一六九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市西区築港新町一丁五番地九

山大興業株式会社 代表取締役 大西昌彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 天理市南六条町元六条方一六五番の一部